

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)

	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市町村
N=	318	3	315	30	181
居住環境に関すること	271	3	268	27	159
	85.2%	100.0%	85.1%	90.0%	87.8%
居住の在宅・施設の別	233	2	231	24	133
	73.3%	66.7%	73.3%	80.0%	73.5%
自宅等のバリアフリー状況	62	2	60	6	35
	19.5%	66.7%	19.0%	20.0%	19.3%
居住地域の外出等のしやすさ	118	1	117	5	67
	37.1%	33.3%	37.1%	16.7%	37.0%
環境整備に関するニーズ・要望	133	1	132	8	91
	41.8%	33.3%	41.9%	26.7%	50.3%
その他	17	1	16	2	9
	5.3%	33.3%	5.1%	6.7%	5.0%
生活に関すること	287	3	284	28	160
	90.3%	100.0%	90.2%	93.3%	88.4%
暮らし向きの意識	109	0	109	12	57
	34.3%	0.0%	34.6%	40.0%	31.5%
収入状況や経済状況	175	3	172	19	109
	55.0%	100.0%	54.6%	63.3%	60.2%
日常生活で不安を感じるこ	196	1	195	20	107
	61.6%	33.3%	61.9%	66.7%	59.1%
生活支援に関するニーズ・要望	172	2	170	15	93
	54.1%	66.7%	54.0%	50.0%	51.4%
その他	29	1	28	4	13
	9.1%	33.3%	8.9%	13.3%	7.2%
相談に関すること	262	3	259	24	152
	82.4%	100.0%	82.2%	80.0%	84.0%
相談先	248	3	245	23	142
	78.0%	100.0%	77.8%	76.7%	78.5%
相談窓口等の認知状況	90	2	88	8	53
	28.3%	66.7%	27.9%	26.7%	29.3%
相談対応・相談支援に関するニーズ・要望	175	2	173	16	101
	55.0%	66.7%	54.9%	53.3%	55.8%
その他	8	0	8	0	7
	2.5%	0.0%	2.5%	0.0%	3.9%
情報入手に関すること	212	2	210	21	126
	66.7%	66.7%	66.7%	70.0%	69.6%
情報入手の方法	188	2	186	18	113
	59.1%	66.7%	59.0%	60.0%	62.4%
情報バリアを感じるこ	30	1	29	1	18
	9.4%	33.3%	9.2%	3.3%	9.9%
情報支援に関するニーズ・要望	116	0	116	7	67
	36.5%	0.0%	36.8%	23.3%	37.0%
その他	5	1	4	1	3
	1.6%	33.3%	1.3%	3.3%	1.7%

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)

	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市町村
N=	318	3	315	30	181
就労に関すること	279	3	276	26	158
	87.7%	100.0%	87.6%	86.7%	87.3%
就労経験	199	3	196	19	111
	62.6%	100.0%	62.2%	63.3%	61.3%
就労意向	199	2	197	18	117
	62.6%	66.7%	62.5%	60.0%	64.6%
就労支援に関するニーズ・要望	232	2	230	24	119
	73.0%	66.7%	73.0%	80.0%	65.7%
その他	37	1	36	8	21
	11.6%	33.3%	11.4%	26.7%	11.6%
日中活動に関すること	282	3	279	29	160
	88.7%	100.0%	88.6%	96.7%	88.4%
外出の状況	238	3	235	21	134
	74.8%	100.0%	74.6%	70.0%	74.0%
日中の居場所	165	3	162	18	92
	51.9%	100.0%	51.4%	60.0%	50.8%
日中活動に関するニーズ・要望	192	3	189	19	109
	60.4%	100.0%	60.0%	63.3%	60.2%
その他	32	1	31	7	17
	10.1%	33.3%	9.8%	23.3%	9.4%
教育に関すること	207	3	204	18	119
	65.1%	100.0%	64.8%	60.0%	65.7%
通園・通学状況	166	3	163	16	91
	52.2%	100.0%	51.7%	53.3%	50.3%
就学・進学・進路等の希望	129	1	128	13	78
	40.6%	33.3%	40.6%	43.3%	43.1%
療育、特別支援教育等に関するニーズ・要望	123	3	120	9	62
	38.7%	100.0%	38.1%	30.0%	34.3%
その他	14	1	13	3	7
	4.4%	33.3%	4.1%	10.0%	3.9%
サービス利用に関すること	306	2	304	30	174
	96.2%	66.7%	96.5%	100.0%	96.1%
障害福祉サービス等の利用状況	281	2	279	28	160
	88.4%	66.7%	88.6%	93.3%	88.4%
障害福祉サービス等の利用意向	264	1	263	23	153
	83.0%	33.3%	83.5%	76.7%	84.5%
成年後見制度など支援制度の認知状況	96	1	95	7	55
	30.2%	33.3%	30.2%	23.3%	30.4%
成年後見制度など支援制度の利用意向	102	1	101	11	52
	32.1%	33.3%	32.1%	36.7%	28.7%
サービス利用のための基盤整備等に関するニーズ・要望	170	1	169	17	104
	53.5%	33.3%	53.7%	56.7%	57.5%
その他	30	0	30	8	14
	9.4%	0.0%	9.5%	26.7%	7.7%

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)						
	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市	町村
N=	318	3	315	30	181	104
防災、防犯に関すること	226 71.1%	0 0.0%	226 71.7%	13 43.3%	137 75.7%	76 73.1%
防災等の備えの状況	106 33.3%	0 0.0%	106 33.7%	7 23.3%	64 35.4%	35 33.7%
要援護者情報共有等の意向	74 23.3%	0 0.0%	74 23.5%	3 10.0%	44 24.3%	27 26.0%
防災・防犯で不安を感じること	154 48.4%	0 0.0%	154 48.9%	7 23.3%	92 50.8%	55 52.9%
防災・防犯に関するニーズ・要望	115 36.2%	0 0.0%	115 36.5%	6 20.0%	65 35.9%	44 42.3%
その他	26 8.2%	0 0.0%	26 8.3%	3 10.0%	19 10.5%	4 3.8%
差別に関すること	139 43.7%	2 66.7%	137 43.5%	7 23.3%	83 45.9%	47 45.2%
差別や嫌な思いをした経験	115 36.2%	2 66.7%	113 35.9%	5 16.7%	73 40.3%	35 33.7%
差別解消に関するニーズ・要望	61 19.2%	0 0.0%	61 19.4%	2 6.7%	39 21.5%	20 19.2%
その他	16 5.0%	1 33.3%	15 4.8%	1 3.3%	9 5.0%	5 4.8%
介護者に関すること	228 71.7%	0 0.0%	228 72.4%	20 66.7%	134 74.0%	74 71.2%
介護者の続柄、年齢、性別等	213 67.0%	0 0.0%	213 67.6%	18 60.0%	129 71.3%	66 63.5%
介護者の健康状態	71 22.3%	0 0.0%	71 22.5%	3 10.0%	43 23.8%	25 24.0%
介護の負担感、不安	119 37.4%	0 0.0%	119 37.8%	8 26.7%	64 35.4%	47 45.2%
介護者支援のニーズ・要望	76 23.9%	0 0.0%	76 24.1%	1 3.3%	47 26.0%	28 26.9%
その他	27 8.5%	0 0.0%	27 8.6%	5 16.7%	17 9.4%	5 4.8%
その他のカテゴリー	104 32.7%	2 66.7%	102 32.4%	12 40.0%	55 30.4%	35 33.7%

問5 アンケート調査結果の計画への反映状況

- ◆アンケート調査の結果から何らかの課題が把握できたところが多く、施策検討に活用した自治体がほぼ半数である。また、サービス見込量の推計に活用したところも半数ある。

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)

	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市	町村
N=	318	3	315	30	181	104
施策上の課題が得られたため、新規施策の検討や既存施策の見直し・拡充などを行った	143 45.0%	2 66.7%	141 44.8%	13 43.3%	81 44.8%	47 45.2%
施策上の課題が得られたが、施策等に十分に反映することは難しかった	109 34.3%	1 33.3%	108 34.3%	8 26.7%	63 34.8%	37 35.6%
現在の施策に課題はみられず、今後も継続して続けていくべきことが確認できた	15 4.7%	0 0.0%	15 4.8%	1 3.3%	9 5.0%	5 4.8%
サービス見込量を推計し、計画に反映した	159 50.0%	1 33.3%	158 50.2%	15 50.0%	83 45.9%	60 57.7%
サービス見込量を推計したが、計画に反映することとは難しかった	27 8.5%	0 0.0%	27 8.6%	1 3.3%	14 7.7%	12 11.5%
サービス見込量の推計に利用していない	26 8.2%	1 33.3%	25 7.9%	1 3.3%	17 9.4%	7 6.7%
その他	5 1.6%	0 0.0%	5 1.6%	0 0.0%	5 2.8%	0 0.0%
分析が難しく、政策上の課題を把握することが困難だった	8 2.5%	0 0.0%	8 2.5%	0 0.0%	8 4.4%	0 0.0%

問7 ヒアリング調査の実施した理由

- ◆アンケートで把握が難しい生活実態等を聞き取るところが多く、アンケートの補完として実施されている。

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)

	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市	町村
N=	93	3	90	3	62	25
アンケートでは把握が難しい生活実態、ニーズなどを聞き取るため	59 63.4%	1 33.3%	58 64.4%	3 100.0%	40 64.5%	15 60.0%
アンケートは実施せず、ヒアリングで実態把握を行うことにした	33 35.5%	1 33.3%	32 35.6%	0 0.0%	19 30.6%	13 52.0%
障害者団体等から、計画策定にあたってヒアリングをしてほしいとの要望があった	11 11.8%	0 0.0%	11 12.2%	0 0.0%	10 16.1%	1 4.0%
その他	7 7.5%	1 33.3%	6 6.7%	0 0.0%	5 8.1%	1 4.0%

問8 ヒアリング調査の対象者の選定方法

◆半数が、障害者団体等に依頼している。また、「その他」としているところも多い。

	全体	都道府県					政令市・中核市・特別区			市区町村			その他市		
		都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村
N=	93	3	90	3	62	25	3	0	3	0	0	3	0	0	3
障害者手帳所持者等から無作為抽出し、個別に依頼	32%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	12.0%	3	0	3	0	0	3	0	0	3
公募を行い、応募者から選定	1.1%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者団体等に対象者選定を依頼	48%	0	48	2	37	9	48	0	48	2	37	9	0	0	9
その他	51.6%	0.0%	53.3%	66.7%	59.7%	36.0%	39	2	37	1	23	13	0	0	13
	41.9%	66.7%	41.1%	33.3%	37.1%	52.0%									

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)

問9 ヒアリング調査結果の計画への反映状況

◆ヒアリング調査の結果から何らかの課題が把握できたというところが多く、施策検討に活用した自治体が半数以上となっている。

	全体	都道府県					政令市・中核市・特別区			市区町村			その他市		
		都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村
N=	93	3	90	3	62	25	3	0	3	0	0	3	0	0	3
施策上の課題が得られ、それをふまえて新規施策の検討や既存施策の見直し・拡充などを行った	52%	2	50	1	40	9	52	2	50	1	40	9	0	0	9
施策上の課題が得られたが、施策等に十分に反映することは難しかった	34%	0	34	1	20	13	34	0	34	1	20	13	0	0	13
現在の施策等に課題はみられず、今後も継続して続けていくべきことが確認できた	2%	0	2	0	0	2	2	0	2	0	0	2	0	0	2
その他	2.2%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	8.0%	5	1	4	0	4	0	0	0	0
	5.4%	33.3%	4.4%	0.0%	6.5%	0.0%	3	0	3	0	2	1	0	0	1
	3.2%	0.0%	3.3%	0.0%	3.2%	4.0%									

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)

(3) 障害福祉計画のPDCAに関する事項

問12 行政計画全般におけるPDCAの実施状況

◆行政計画のPDCAについて、自治体全体としての方針を聞いたところ、全体的な方針等があるところが約1割、方針等はないがPDCAを行っている計画が多いというところ約3割、PDCAを行っている計画は少ないというところがほぼ半数となっている。

(上段：回答数、下段：割合)

	全体	都道府県					政令市・中核市・特別区			市区町村			その他市		
		都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村
N=	728	28	700	50	341	309	728	28	700	50	341	309	28	700	50
自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等を定めており、それに従って各計画のPDCAを行っている	100	4	96	7	61	28	100	4	96	7	61	28	4	96	7
自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等はないが、PDCAを行っている計画が多い	13.7%	14.3%	13.7%	14.0%	17.9%	9.1%	13.7%	14.3%	13.7%	14.0%	17.9%	9.1%	14.3%	13.7%	14.0%
自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等はないが、PDCAを行っている計画が多い	244	16	228	27	142	59	244	16	228	27	142	59	16	228	27
自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等はないが、PDCAを行っている計画が多い	33.5%	57.1%	32.6%	54.0%	41.6%	19.1%	33.5%	57.1%	32.6%	54.0%	41.6%	19.1%	4	333	8
自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等はなく、PDCAを行っている計画は少ない	337	4	333	8	119	206	337	4	333	8	119	206	4	333	8
自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等はなく、PDCAを行っている計画は少ない	46.3%	14.3%	47.6%	16.0%	34.9%	66.7%	46.3%	14.3%	47.6%	16.0%	34.9%	66.7%	4	43	8
その他	47	4	43	8	19	16	47	4	43	8	19	16	4	43	8
	6.5%	14.3%	6.1%	16.0%	5.6%	5.2%	6.5%	14.3%	6.1%	16.0%	5.6%	5.2%	4	43	8

問13 障害福祉計画におけるPDCAの実施状況

◆障害福祉計画については、PDCAを行っているところが4割、行っていないところが6割という状況である。

(上段：回答数、下段：割合)

	全体	都道府県					政令市・中核市・特別区			市区町村			その他市		
		都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村	その他市	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	市区町村
N=	728	28	700	50	341	309	728	28	700	50	341	309	28	700	50
実施している	290	22	268	32	160	76	290	22	268	32	160	76	22	268	32
実施していない	438	6	432	18	181	233	438	6	432	18	181	233	6	432	18
	60.2%	21.4%	61.7%	36.0%	53.1%	75.4%	60.2%	21.4%	61.7%	36.0%	53.1%	75.4%	21.4%	61.7%	36.0%

問14 障害福祉計画におけるPDCAの記載

◆計画への記載については、ほぼ半数がPDCAについて記載をしている。一方、PDCAを行っていない計画に記載していないところも3割ある。

	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市	町村
N=	290	22	268	32	160	76
PDCAの体制や具体的な方法を記載している	45 15.5%	5 22.7%	40 14.9%	2 6.3%	28 17.5%	10 13.2%
PDCAを行うことを記載している	152 52.4%	9 40.9%	143 53.4%	16 50.0%	83 51.9%	44 57.9%
特に何も記載していない	88 30.3%	7 31.8%	81 30.2%	14 43.8%	46 28.8%	21 27.6%
その他	5 1.7%	1 4.5%	4 1.5%	0 0.0%	3 1.9%	1 1.3%

(上段：回答数、下段：割合)

問15 障害福祉計画におけるPDCAの体制

◆PDCAにかかる体制としては、会議体などを組織しているところが約8割となっている。一方、関係部署に照会するなどの情報収集を行っているところは3割弱、PDCAの結果を公表しているところは1割未満とわずかである。

	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市	町村
N=	290	22	268	32	160	76
庁内に、計画のPDCAを行うための会議体を設置している	27 9.3%	2 9.1%	25 9.3%	3 9.4%	14 8.8%	8 10.5%
障害当事者や支援者、サービス事業者等を含む会議体で、計画のPDCAを行っている	234 80.7%	21 95.5%	213 79.5%	25 78.1%	133 83.1%	55 72.4%
関係部署に定期的に照会し、計画のPDCAのための情報収集を行っている	78 26.9%	11 50.0%	67 25.0%	14 43.8%	44 27.5%	9 11.8%
サービス事業者等に定期的に照会し、サービス利用者数やサービス利用状況の動向などの情報収集を行っている	35 12.1%	6 27.3%	29 10.8%	5 15.6%	16 10.0%	8 10.5%
障害者等に対して、サービスの評価、ニーズ等を聞くためにアンケートやヒアリングなどを行っている	7 2.4%	0 0.0%	7 2.6%	0 0.0%	6 3.8%	1 1.3%
PDCAの結果をとりまとめ、公表している	20 6.9%	5 22.7%	15 5.6%	3 9.4%	11 6.9%	1 1.3%
その他	19 6.6%	0 0.0%	19 7.1%	3 9.4%	8 5.0%	8 10.5%

(上段：回答数、下段：割合 *複数回答)

問16 PDCAによる障害福祉計画の見直し等の状況

◆PDCAにより、計画の見直し等を行ったところはわずかである。PDCAにより改善点などが明らかになったが見直しまで至っていないというところが約3割。PDCAにより改善事項等は見られなかったというところが約6割となっている。

(上段：回答数、下段：割合)

	全体	都道府県	市区町村	政令市・中核市・特別区	その他市	町村
N=	290	22	268	32	160	76
PDCAの結果に基づき、計画の見直しを行ったことがある	2 0.7%	0 0.0%	2 0.7%	0 0.0%	1 0.6%	1 1.3%
計画の見直しはしていないが、PDCAの結果により個別事業などの見直しを行ったことがある	18 6.2%	3 13.6%	15 5.6%	0 0.0%	10 6.3%	5 6.6%
PDCAの結果により改善等をすべき事項が明らかになったが、見直しまでは至っていない	83 28.6%	7 31.8%	76 28.4%	6 18.8%	51 31.9%	19 25.0%
PDCAの結果から計画の進捗に大きな問題はなく、見直しの必要は生じていない	168 57.9%	8 36.4%	160 59.7%	23 71.9%	87 54.4%	50 65.8%
その他	19 6.6%	4 18.2%	15 5.6%	3 9.4%	11 6.9%	1 1.3%

(参考2)

障害福祉計画における「障害者等の実態把握」と「PDCA」の実施状況に関する調査

■貴自治体名およびご回答者氏名等をご記入ください。

貴自治体名	
ご回答者氏名	
所属・役職	
連絡先	TEL
	e-mail

■貴自治体の第3期障害福祉計画の策定形態についてお答えください。

☐ 1 障害福祉計画単独で策定
☐ 2 障害者基本計画(障害者基本法に基づく計画)との一体的な計画として策定

★障害福祉計画策定にあたっての「障害者等の実態把握」についてお聞かせします★

問1 第3期障害福祉計画の策定にあたり、貴自治体において障害者等の実態や意向等を把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施しましたか。(複数回答)

☐ 1 障害者等へのアンケート調査を実施
☐ 2 障害者等へのヒアリング調査を実施(障害者本人のほか、家族等への調査も含む)
☐ 3 障害者団体等へのヒアリング、説明会、意見交換会などを実施
☐ 4 障害福祉サービス事業者等への調査(アンケート、ヒアリング等)を実施
☐ 5 その他
☐ 6 特に実施していない

■問1で「1 障害者等へのアンケート調査を実施」と回答した自治体におたずねします。(問2～問6)

アンケート調査は、障害福祉計画以外の他の計画の策定も想定して実施しましたか。

☐ 1 障害福祉計画の策定のみを目的として実施
☐ 2 障害福祉計画のほか、障害者基本計画策定のための資料を得ることも想定して実施
☐ 3 障害福祉計画、障害者基本計画以外の計画策定や事業検討などの資料を得ることも想定して実施 →具体的に、どのような計画、事業等でしょうか

問3 アンケート調査の対象者(単集团)、対象者数(サンプル数)、対象者の抽出方法についてお答えください。

調査対象	サンプル数	抽出方法
☐ 1 身体障害者手帳所持者	☐ 無作為抽出	☐ 悉皆調査 ☐ その他
☐ 2 療育手帳所持者	☐ 無作為抽出	☐ 悉皆調査 ☐ その他
☐ 3 精神障害者保健福祉手帳所持者	☐ 無作為抽出	☐ 悉皆調査 ☐ その他
☐ 4 自立支援医療受給者	☐ 無作為抽出	☐ 悉皆調査 ☐ その他
☐ 5 特定疾患医療受給者	☐ 無作為抽出	☐ 悉皆調査 ☐ その他
☐ 6 障害者団体等を經由して実施	☐ 無作為抽出	☐ 悉皆調査 ☐ その他
☐ 7 上記以外の対象者	☐ 無作為抽出	☐ 悉皆調査 ☐ その他

調査対象者抽出の具体的方法、工夫したことや配慮したことなどについてご記入ください。

--

問4 調査票についてお聞かせします。

4-① 調査票の構成はどのようなようにしましたか。

☐ 1 障害種別で複数の調査票を作成した(身体障害者用、知的障害者用、障害者用、障害者用など) →どのような区分ですか
☐ 2 障害種別に問わず、同一の調査票とした
☐ 3 その他

そのような調査票の構成とした理由、理由などをご記入ください。

--

4-② 調査票の作成はどのようにしましたか。

☐ 1 過去に実施した調査の調査票をそのまま(若干の手直し含む)利用
☐ 2 独自にオリジナルの調査票を作成(委託等による作成も含む)
☐ 3 都道府県などから提供された調査票のひな型を利用
☐ 4 その他

4-③ 調査票の項目についてお答えください。項目のカテゴリーを選び、調査項目をご回答ください。(複数回答)

調査の属性	調査項目
☐ 1 回答者の属性	☐ 年齢 ☐ 性別 ☐ 居住地 ☐ 世帯構成 ☐ その他
☐ 2 回答者の障害の状況	☐ 障害種別・等級 ☐ 障害の診断 ☐ 手帳外の障害の状況(発達・難病・難病・難病等) ☐ その他
☐ 3 回答者の健康状態、ADL、IADL	☐ 身体状況・健康状態 ☐ コミュニケーション状況 ☐ 生活動作の介助 ☐ 施設管理等の介助 ☐ その他
☐ 4 医療に関すること	☐ 必要とする医療ケアの状況 ☐ 通院状況 ☐ 主治医の状況 ☐ 医療に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 5 居住環境に関すること	☐ 居住の在宅・施設の別 ☐ 自宅等のバリアフリー状況 ☐ 居住地域の外出等のしやすさ ☐ 環境整備に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 6 生活に関すること	☐ 暮らし向き意識 ☐ 収入状況や経済状況 ☐ 日常生活で不安を感じる事 ☐ 生活支援に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 7 相談に関すること	☐ 相談先 ☐ 相談窓口等の認知状況 ☐ 相談対応・相談支援に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 8 情報入手に関すること	☐ 情報入手の方法 ☐ 情報/リソースを感じる事 ☐ 情報支援に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 9 就労に関すること	☐ 就労経験 ☐ 就労意向 ☐ 就労支援に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 10 日中活動に関すること	☐ 外出の状況 ☐ 日中の居場所 ☐ 日中活動に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 11 教育に関すること	☐ 通園・通学状況 ☐ 就学、進学、進路等の希望 ☐ 療育、特別支援教育等に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 12 サービス利用に関すること	☐ 障害福祉サービス等の 成年後見制度など支援制度の サービス利用のための準備整備等に関するニーズ・要望 → ☐ 利用状況 ☐ 利用意向 ☐ 認知状況 ☐ 利用意向 ☐ その他
☐ 13 防災、防犯に関すること	☐ 防災等の備えの状況 ☐ 要援護者情報共有等の意向 ☐ 防災・防犯で不安を感じる事 ☐ 防災・防犯に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 14 差別に関すること	☐ 差別や嫌な思いをした経験 ☐ 差別解消に関するニーズ・要望 ☐ その他
☐ 15 介護者に関すること	☐ 介護者の感情、年齢・性別等 ☐ 介護者の健康状態 ☐ 介護の負担感、不安 ☐ 介護者支援のニーズ・要望 ☐ その他
☐ 16 その他のカテゴリー (具体的に)	

★障害福祉計画に掲げる事項についての調査・分析及び評価（PDCA）についてお聞きます★

※ 以降の質問で、計画の「調査・点検及び評価（以下「PDCA」とします。）」というものは、年1回以上の頻度で計画の進捗状況を把握し、計画の分析や評価を行うことを言います。

問12 貴自治体では、行政計画全般について、PDCAを実施していますか。

☐ 1 自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等を定めており、それに従って各計画のPDCAを行っている
☐ 2 自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等はないが、PDCAを行っている計画が多い
☐ 3 自治体として行政計画のPDCAを行うための方針・指針等はなく、PDCAを行っている計画は少ない
☐ 4 その他

問13 障害福祉計画について、PDCAを実施していますか。

☐ 1 実施している ☐ 2 実施していない

■問13で1を回答された自治体にお聞きます。（問14～問17）

問14 計画のPDCAの方法について、障害福祉計画に記載していますか。

☐ 1 PDCAの体制や具体的な方法を記載している
☐ 2 PDCAを行うことを記載している
☐ 3 特に何も記載していない
☐ 4 その他

問15 計画のPDCAとして、具体的にしていることをお答えください。（複数回答）

☐ 1 庁内に、計画のPDCAを行うための会議体を設置している
☐ 2 障害当事者や支援者、サービス事業者等を含む会議体で、計画のPDCAを行っている（自立支援協議会、障害者施策推進協議会等）
☐ 3 関係部署に定期的に照会し、計画のPDCAのための情報収集を行っている
☐ 4 サービス事業者等に定期的に照会し、サービス利用者数やサービス利用状況の動向などの情報収集を行っている
☐ 5 障害者等に対して、サービスの評価、ニーズ等を聞くためにアンケートやヒアリングなどを行っている
☐ 6 PDCAの結果をとりまとめ、公表している
☐ 7 その他

問16 計画のPDCAを行った結果により、計画の見直しなどを行っていますか。

☐ 1 PDCAの結果に基づき、計画の見直しを行ったことがある
☐ 2 計画の見直しはしていないが、PDCAの結果により個別事業などの見直しを行ったことがある
☐ 3 PDCAの結果により改善等をすべき事項が明らかになったが、見直しまでは至っていない
☐ 4 PDCAの結果から計画の進捗に大きな問題はなく、見直しの必要は生じていない
☐ 5 その他

見直しを行った具体的なプロセスや内容についてご記入ください。

問17 PDCAを行う上で特に留意したことや工夫したこと、また、課題を感じたことなどがあれば、ご記入ください。

問18 計画のPDCAについて、難しさを感じること、方法についてのご意見、貴自治体でPDCAを実施している他計画の例など、気づいたことがあれば何でも結構ですので、ご記入ください。（※PDCAを実施していない場合でも、ご回答をお願いします。）

※本調査の結果をふまえ、実態調査やPDCA等について特色ある取り組みをされている自治体に直接お話し、より詳しい内容をヒアリングさせていただきたいと考えております。別添、ご協力をお願いさせていただく場合がございます。

★質問は以上です。ご協力ありがとうございます。★

問5 アンケート調査結果の計画への反映状況についてご回答ください。（複数回答）

☐ 1 施策上の課題が得られたため、新規施策の検討や既存施策の見直し・拡充などを行った
☐ 2 施策上の課題が得られたが、施策等に十分に反映することは難しかった
☐ 3 現在の施策に課題はみられず、今後も継続して続けていくべきことが確認できた
☐ 4 サービス単用量を推計し、計画に反映した
☐ 5 サービス単用量を推計したが、計画に反映することは難しかった
☐ 6 サービス単用量の推計に利用していない
☐ 7 その他
☐ 8 分析が難しく、政策上の課題を把握することが困難だった

問6 障害者等へのアンケート調査の実施、調査結果の計画への反映等において、特に留意したことや工夫したこと、また、課題を感じたことなどがあれば、ご記入ください。

■問1で12 障害者等へのヒアリング調査を実施した」と回答したところにおたずねします。（問7～問10）

問7 ヒアリング調査を実施した理由をお答えください。（複数回答）

☐ 1 アンケートでは把握が難しい生活実態、ニーズなどを関係者から取るため
☐ 2 アンケートは実施せず、ヒアリングで実態把握を行うことにした
☐ 3 障害者団体等から、計画策定にあたってヒアリングをしてほしいとの要望があった
☐ 4 その他

ヒアリングの目的、ヒアリング対象、ヒアリング内容の概要などをご記入ください。

問8 ヒアリング調査の対象者の選定方法、ヒアリングを行った人数についてお答えください。

調査対象	人数
☐ 1 障害者手帳所持者等から無作為抽出し、個別に依頼	
☐ 2 公費を行い、応募者から選定	
☐ 3 障害者団体等に対象者選定を依頼	
☐ 4 その他	

問9 ヒアリング調査結果の計画への反映状況についてご回答ください。（複数回答）

☐ 1 施策上の課題が得られ、それをふまえて新規施策の検討や既存施策の見直し・拡充などを行った
☐ 2 施策上の課題が得られたが、施策等に十分に反映することは難しかった
☐ 3 現在の施策等に課題はみられず、今後も継続して続けていくべきことが確認できた
☐ 4 その他
☐ 5 分析が難しく、政策上の課題を把握することが困難だった

問10 障害者等へのヒアリング調査の実施、調査結果の計画への反映等において特に留意したことや工夫したこと、また、課題を感じていることなどがあれば、ご記入ください。

問11 計画策定における障害者等の実態把握について、難しさを感じること、方法についてのご意見など、気づいたことがあれば何でも結構ですので、ご記入ください。（※実態調査等を実施していない場合でも、ご回答をお願いします。）

(参考3)

福祉に関するアンケート調査へのご協力をお願い

日頃より〇〇市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

〇〇市では現在、平成〇年度を初年度とする第〇期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、市民の皆さまの福祉サービスへの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、〇〇から選ばせていただきました。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は〇〇市個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成〇年〇月 〇〇市

<記入要領>

- 宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- 質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 記入が終わりましたら、〇〇月〇日までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。
- このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福祉に関するアンケート調査
調査票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。（〇は1つだけ）

1. 本人（この調査票が郵送された宛名の方）

2. 本人の家族

3. 家族以外の介助者

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人（この調査票の対象者：障がいのある方）の状況などについて、お答えください。

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。（平成〇年〇月〇日現在）

満

歳

問3 あなたの性別をお答えください。（〇は1つだけ）

1. 男性

2. 女性

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。（〇は1つだけ）

1.

4.

2.

5.

3.

※各自治体で設定

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに〇）

1. 父母・祖父母・兄弟

4. その他（

2. 配偶者（夫または妻）

5. いない（一人で暮らしている）

3. 子ども

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5.」としてください。

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答
ください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

項 目	ひとり でできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要
① 食事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父母・祖父母・兄弟
2. 配偶者(夫または妻)
3. 子ども
5. ホームヘルパーや施設の職員
6. その他の人(ボランティア等)

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康
状態をお答えください。

①年齢(平成○年○月○日現在)
満 歳

②性別(○は1つだけ)
1. 男性 2. 女性

③健康状態(○は1つだけ)
1. よい 2. ふつう 3. よくない

あなたの障がいの状況について

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)
1. 1級 3. 3級 5. 5級 7. 持っていない
2. 2級 4. 4級 6. 6級

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。
(○は1つだけ)

1. 視覚障害
2. 聴覚障害
3. 音声・言語・しゃく機能障害
4. 肢体不自由(上肢)
5. 肢体不自由(下肢)
6. 肢体不自由(体幹)
7. 内部障害(1～6以外)

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)
1. A判定 2. B判定 3. C判定 4. 持っていない

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)
1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 持っていない

問13 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(○は一つだけ)
※難病(特定疾患)とは、関節リウマチやギラン・バシ症候群などの治療法が
確立していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。

1. 受けている 2. 受けていない

問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(○は一つだけ)
※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、
学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1. 受けている 2. 受けていない

問15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

(○は一つだけ)

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. 受けている 2. 受けていない

問16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 気管切開 | 7. 中心静脈栄養 (IVH) |
| 2. 人工呼吸器 (レスピレーター) | 8. 透耕 |
| 3. 吸入 | 9. カテーテル留置 |
| 4. 吸引 | 10. ストマ (人工肛門・人工膀胱) |
| 5. 胃ろう・腸ろう | 11. 服薬管理 |
| 6. 鼻腔経管栄養 | 12. その他 |

住まいや暮らしについて

問17 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

1. 一人で暮らしている
2. 家族と暮らしている
3. グループホームで暮らしている
4. 福祉施設 (障害者支援施設、高齢者支援施設) で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他 ()

【問18及び問19は、問17で4.又は5.を選択した場合にお答えください。】

問18 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(○は1つだけ)

1. 今のまま生活したい
2. グループホームなどを利用したい

3. 家族と一緒に生活したい

4. 一般の住宅で独り暮らしをしたい

5. その他 ()

問19 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること
2. 障害者に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. その他 ()

日中活動や就労についてお聞きします。

問20 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は一つだけ)

1. 毎日外出する
2. 1週間に数回外出する
3. めったに外出しない
4. まったく外出しない

【問21から問23は、問20で、4.以外を選択した場合にお答えください。】
問21 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は一つだけ)

1. 父母・祖父母・兄弟
2. 配偶者 (夫または妻)
3. 子ども (単身で家族は持っていない)
4. ホームヘルパーや施設の職員
5. その他の人 (ボランティア等)
6. 一人で外出する

問22 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 通勤・通学・通所

2. 訓練やリハビリに行く

3. 医療機関への受診

4. 買い物に行く

5. 友人・知人に会う

6. 趣味やスポーツをする

7. グループ活動に参加する

8. 散歩に行く

9. その他

9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている

10. 特別支援学校（小中高等部）に通っている

11. 一校の高校、小中学校に通っている

12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている

13. その他

【問24で、1. を選択した場合にお答えください。】

問25 どのような勤務形態で働いていますか。（○は1つだけ）

1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない

2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある

3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員

4. 自営業、農林水産業など

5. その他

【問24で、1. 以外を選択した18～64歳の方にお聞きます。】

問26 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

1. 仕事をしたい

2. 仕事はしたくない、できない

問27 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたと思いますか。
(○は1つだけ)

1. すでに職業訓練を受けている

2. 職業訓練を受けたい

2. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

問28 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 通勤手段の確保

2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮

3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮

問23 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 公共交通機関が少ない（ない）

2. 列車やバスの乗り降りが困難

3. 道路や駅に階段や段差が多い

4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい

5. 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）

6. 介助者が確保できない

7. 外出にお金がかかる

8. 周囲の目が気になる

9. 発作など突然の身体の変化が心配

10. 困った時にどうすればいいのかわからない

11. その他

問24 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（○は1つだけ）

1. 会社勤めや、自営業、蒙業などで収入を得て仕事をしている

2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている

3. 専業主婦（主夫）をしている

4. 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）

5. 病院などのデイケアに通っている

6. リハビリテーションを受けている

7. 自宅で過ごしている

8. 入所している施設や病院等で過ごしている

4. 在宅勤務の拡充
5. 職場の障害者理解
6. 職場の上司や同僚に障害の理解があること
7. 職場で介助や援助等が受けられること
8. 就業後のフォローなど職場と支援機関の連携
9. 企業ニーズに合った就労訓練
10. 仕事についての職場外での相談対応、支援
11. その他（ ）

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問29 あなたは障害程度区分の認定を受けていますか。（〇は1つだけ）					
1. 区分1	3. 区分3	5. 区分5	7. 受けていない		
2. 区分2	4. 区分4	6. 区分6			

問30 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。（①から⑥のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答（番号に〇）してください）

	か		現在 利用 している	今後 利用 したい	
	利用 している	利用 していない	利用 している	利用 していない	
①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行 うサービスです。	1	2	1	2	
②重度訪問介護 重度の障害があり常に介護が必要な方 に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助 や外出時の移動の補助を行 うサービス です。	1	2	1	2	

③同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な方 に、外出に必要な情報の提供や移動の 援護などを行うサービスです。	1	2	1	2
④行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難 で常に介護が必要な方に、行動するとき 必要な介助や外出時の移動の補助などを 行うサービスです。	1	2	1	2
⑤重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方で、介護の必要の程度 が著しく高い方に、居宅介護などのサー ビスを包括的に提供 するサービスです。	1	2	1	2
⑥生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排 せつ、食事の介護や創作的活動などの機会 を提供 するサービスです。	1	2	1	2
⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよ う、一定の期間における身体機能や生活 能力 向上のために必要な訓練を行なう サービスです。	1	2	1	2
⑧就労移行支援 通常の事業所で働きたい方に、一定の 期間、就労に必要な知識及び能力の 向上のための訓練を行 うサービスです。	1	2	1	2
⑨就労継続支援（A型、B型） 通常の事業所で働くことが困難な方に、 就労の機会の提供や生産活動その他の 活動の機会の提供、知識や能力の向上 のための訓練を行 うサービスです。	1	2	1	2
⑩療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とす る方に、主に昼間に病院等において機能	1	2	1	2

訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。					
⑭短期入所（ショートステイ） 在宅の障害者（児）を介護する方が病気の 場合などに、障害者が施設に短期間入所 し、入浴、排せつ、食事の介護などを 行うサービスです。	1	2	1	2	
⑭共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日、共同生活を行う居 所など、障害者が施設に短期間入所 し、入浴、排せつ、食事の介護などを 行うサービスです。	1	2	1	2	
⑭施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者 （児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護 などの支援を行うサービスです。	1	2	1	2	
⑭相談支援 福祉に関する問題や介護者からの相談に 応じて、必要な情報の提供や助言などを 行うサービスです。	1	2	1	2	
⑭児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与、集団生活への適応訓練な どの支援を行うサービスです。	1	2	1	2	
⑭放課後等デイサービス 学校の授業終了後や学校の休校日に、 児童発達支援センター等の施設に通い、生活 能力向上のために必要な訓練や、社会との 交流の促進などの支援を行うサービスで す。	1	2	1	2	
⑭保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児 以外の児童との集団生活への適応のための 専門的な支援などを行うサービスです。	1	2	1	2	

⑭医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与、集団生活への適応訓練な どの支援と治療を行うサービスです。	1	2	1	2	
⑭福祉型児童入所支援 障害児入所施設に入所する障害児に対 して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与 を行うサービスです。	1	2	1	2	
⑭医療型児童入所支援 障害児入所施設や指定医療機関に入所等 をする障害児に対して、保護・日常生活の 指導や知識技能の付与や治療を行うサービ スです。	1	2	1	2	

相談相手についてお聞きします。

問31 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものをすべてに○）

1. 家族や親せき 2. 友人・知人 3. 近所の人 4. 職場の上司や同僚 5. 施設の指導員など 6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人 7. 障害者団体や家族会 8. かかりつけの医師や看護師 9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー 10. 民生委員・児童委員 11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口 13. 行政機関の相談窓口 14. その他（ ）					
---	--	--	--	--	--

問32 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース

2. 行政機関の広報誌

3. インターネット

4. 家族や親せき、友人・知人

5. サービス事業所の人や施設職員

6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）

7. かかりつけの医師や看護師

8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー

9. 民生委員・児童委員

10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生

11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口

12. 行政機関の相談窓口

13. その他（ ）

権利擁護についてお聞きします。

問33 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。(○は一つだけ)

1. ある

2. 少しある

3. ない

【問33で、1. または2. と回答された方にお聞きします。】

問34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 学校・仕事場

2. 仕事を探するとき

3. 外出先

4. 余暇を楽しむとき

5. 病院などの医療機関

6. 住んでいる地域

7. その他（ ）

63

問35 成年後見制度についてご存じですか。(○は一つだけ)

1. 名前も内容も知っている

2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

3. 名前も内容も知らない

災害時の避難等についてお聞きします。

問36 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は一つだけ)

1. できる

2. できない

3. わからない

問37 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は一つだけ)

1. いる

2. いない

3. わからない

問38 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 投薬や治療が受けられない

2. 補装具の使用が困難になる

3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる

4. 救助を求めることができない

5. 安全なところで、迅速に避難することができない

6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない

7. 周囲とコミュニケーションがとれない

8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安

9. その他（ ）

10. 特になし

64

- 106 -

あなたご本人への質問は以上です。最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

きょうりょく

ご協力ありがとうございました。

(参考4)

福祉に関するヒアリング調査へのご協力のお願い

日頃より市福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

市では現在、平成年度を初年度とする第期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。その一環として、障害者ご本人のご意見をお聞かすため、ヒアリング調査を実施することになりました。

〔団体にお願する場合〕つきましては、調査の実施にあたり、貴団体において、ご協力いただける方のご紹介につきまして、ご協力をお願いさせていただきます。／〔個人にお願する場合〕ぜひとも、忌憚のないご意見などをお聞かせいただければと思いますので、ご協力のほど、お願いいたします。〕

なお、調査でお聞きした個人情報に関することにつきましては、公表等は一切いたしません。

平成年●月●市

調査方法や調査の内容など

調査は、(個別ヒアリング/グループインタビュー) という方法により行います。(個別ヒアリング/グループインタビュー) では、(個別に/数名の方に同時に) ご

意見をお伺いたします。

調査の時間としましては、およそ●時間を考えています。

調査の場所は、●です。

調査でお伺したい項目は、次の①から⑤を考えています。

- 日常生活や就労などの状況、生活で困っていること、困ったときの相談先
- 福祉サービスの利用状況と改善して欲しい内容
- 医療ケアの状況
- 地域での暮らしの状況
- 行政への意見

【問い合わせ先】

(参考5)

第●期障害福祉計画の目標等の管理シート（案）

		担当部局（課室）				
基本指針の目標		目標 A				
計画（P）↓実施（D）	目標値	平成 29 年度末までの目標 A の人数 ●人（●％） （平成 25 年度末の●人の●％以上） 【目標設定の考え方等】 ●●を基に設定。現状、●●が課題となっており、目標の達成に向けて●●等を実施。				
	目標①	H27 人 (%)	H28 人 (%)	H29 人 (%)		
	目標②	H24 ●人 (●%)	H25 ●人 (●%)	H26 ●人 (●%)		
	【参考】第3期計画での実績（見込） 累計目標人数●人					
主な活動指標 （内容）	○活動指標等の一覧					
	見込 実績	H27 ●人	H28 ●人	H29 ●人		
	見込 実績	●人	●人	●人		
	見込 実績	●人	●人	●人		
H●年度	評価（C）	協議会等意見		改善（A）		
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】		【次年度における取組等】		
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】		【次年度における取組等】		
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】		【次年度における取組等】		

9 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和 39 年法律第 134 号）、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和 60 年法律第 34 号）附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」（平成 17 年法律第 9 号）に基づき、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定してきたところである。

平成 26 年度の手当額については、平成 25 年全国消費者物価指数の実績値（対前年比 0.4%）となったことから、特例水準の段階的な解消（平成 26 年 4 月以降は▲0.7%）とあわせて、0.3%引き下げられる。（政令改正予定）

※ 平成 12 年度以降、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じている特例水準（1.7%）については、年金と同様に、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で解消することとしている。これにより、平成 26 年度分の手当額は、0.7%引き下がることになる。（解消のスケジュールは、平成 25 年 10 月から▲0.7%、平成 26 年度▲0.7%、平成 27 年度▲0.3%）

各都道府県におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

平成 26 年度の手当額

	平成 25 年 10 月～ 26 年 3 月（月額）	平成 26 年度 （月額）
特別児童扶養手当 1 級	50,050 円	49,900 円
〃 2 級	33,330 円	33,230 円
障害児福祉手当	14,180 円	14,140 円
特別障害者手当	26,080 円	26,000 円
経過的福祉手当	14,180 円	14,140 円

(2) 所得制限限度額

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

本 人

特別児童扶養手当（4人世帯・年収）	770.7 万円	→	据え置き
その他の（本人・年収）	518.0 万円	→	据え置き
扶養義務者等（6人世帯・年収）	954.2 万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号）に基づき交付されているところであるが、平成25年度実績報告に係る都道府県と市町村の事務費単価については、以下のとおり改定する予定である。（3月中旬を目途に一部改正政令を公布予定）

	平成24年度		平成25年度
・ 政令第1条第1号に規定する額（都道府県分）	2,352円	→	2,245円
・ 政令第2条に規定する額（市町村分）	1,452円	→	1,389円

(4) 特別児童扶養手当等の認定基準の一部改正について

障害者等の手当の認定については、各々の障害認定基準の規定に基づき、実施されているところであるが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、特別児童扶養手当については、「眼の障害（視野障害について、新たに中心視野の8方向の角度の合計値を算出する判断基準を設けるとともに、測定不能の場合の取扱い等を規定）」及び「精神の障害（高次脳機能障害の疾患の特性や主な症状を明記し、認定対象であることを明確化）」の認定基準及び診断書の見直しを行うとともに、特別障害者手当等については、「精神の障害（高次脳機能障害の疾患の特性や主な症状を明記し、認定対象であることを明確化）」の認定基準及び診断書の見直しを行い、以下の通知を发出しておりますので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

- ・ 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」（平成25年5月10日付障発0510第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」（平成25年5月10日付障発0510第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(5) 特別障害者手当等給付費国庫負担金の事務執行の適正化について

平成24年度会計検査院の实地検査において、特別障害者手当等給付費国庫負担金事業実績報告について、寄附金その他の収入額の算定にあたり、過年度に過誤払いした特別障害者手当等にかかる調定額を寄附金その他の収入額に計上すべきところ、これを計上していなかったため、国庫負担金が過大に交付されていると指摘を受けたところである。

債権が発生した場合の実績報告及び確定の事務処理については、下記のとおりとなるので、各都道府県におかれては、管内市区町村への周知及び指導を徹底し、適正な事務の執行に努めるよう特段の配慮をお願いする。

- ・ 過年度分の債権額（過誤払い分）については、当該金額を「寄附金その

他の収入（B）」欄に計上する。

- ・現年度分の債権額(過払い分)については、当該金額を「支出済額（A）」欄にマイナス計上する。
- ・上記債権額は、過年度分、現年度分いずれも未回収であっても計上する。
- ・過年度分、現年度分とも債権を発生させた年度の実績報告書に計上する。
（「特別障害者手当等給付費国庫負担金の事務執行の適正化について」平成 25 年 11 月 18 日事務連絡を参照）

10 特別児童扶養手当の受給資格の認定に係る指定都市への権限移譲について

平成 25 年 6 月の地方制度調査会答申等を踏まえ、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、都道府県が行っている特別児童扶養手当の受給資格の認定等に係る事務のうち、受給資格者が指定都市の区域内に居住する場合の事務について、指定都市に移譲することとされた。（平成 27 年 4 月 1 日施行予定）権限移譲にあたり、指定都市においては、認定システムの整備、障害の状態を審査する医師の配置、受給者データの移行等環境整備が必要となることから、関係都道府県等と十分連携のうね円滑な事務引き継ぎ等を行うようお願いする。

また、関係都道府県におかれては、認定システムの整備、医師の配置については、システム仕様書の提供や現在委嘱している認定医の活用等、積極的に指定都市と連携を図るよう特段の配慮をお願いしたい。

11 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成 17 年 4 月 1 日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。）

なお、平成 26 年度の額は、平成 25 年全国消費者物価指数の実績値（対前年

比 0.4%) となったことから、下記のとおり の額となるので、管内市区町村
及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(平成 25 年度)		(平成 26 年度)
障害基礎年金 1 級相当に該当する方	49,500 円	→	49,700 円 (2 級の 1.25 倍)
障害基礎年金 2 級相当に該当する方	39,600 円	→	39,760 円

12 障害者自立支援給付支払等システム事業について

平成 25 年度補正予算に計上された障害者自立支援給付支払等システム事業について、事業内容は、

- (1) 給付実績データの集計・分析機能を付加するためのシステム改修等
- (2) 制度改正等に伴うシステム改修

であるが、(1) について、国保連から市区町村に提供される給付実績データは、通常は事業所単位での利用実績のみしか把握できないが、利用者単位での集計・分析機能を行う機能を付加することによって、例えば障害福祉サービスの利用に係る利用者単位の情報に指定特定相談支援所に提供するなど、サービス等利用計画の内容の向上等に寄与することが可能となる。

については、集計・分析機能を付加するためのシステム改修等を行う市区町村においては、これを有効に活用して計画相談支援の推進に努められたい。

また、本事業の執行期間は大変短いものとなるため、自治体においても、適切な進捗管理を行い、早期の実施を図ることをお願いするとともに、繰越等の手続きに関しても、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、制度改正等に伴うシステム対応内容については、平成 26 年 3 月 20 日に開催予定の都道府県・国保連合会合同担当者説明会において周知を図ることとしているので、関係職員の出席についてご配慮願いたい。

(参考) 今後のスケジュール予定

〔歳出事務等〕
3 月中旬 : 交付決定
概算払

〔繰越等手続き〕
繰越（翌債）の承認申請の提出
（原則 3 月末までに各財務局へ）
○提出書類
・繰越計算書（翌債承認要求書）
・箇所別調書及び理由書
・審査表

企画課監査指導室

1 平成26年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

都道府県においては、障害者総合支援法等の関係法令・通知等を参照の上、引き続き指定障害福祉サービス事業所等に対する適切な監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施に当たっては、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市区町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらの事案は制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、厚生労働省においても、平成25年度に都道府県に対する実地指導を実施し、併せて管内の市町村に対する実地指導の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項については、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

（主な指摘事項）

- ・ 指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導が低調
- ・ 指定自立支援医療機関に対する実地指導が未実施
- ・ 自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施又は不十分
- ・ 指定自立支援医療機関の指定日を遡及していた

(2) 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関する監督について

平成24年4月1日より、新たに障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けされ、国、都道府県及び市町村に事業者の本社等への立ち入り権限が付与されたところである。

ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

新規参入事業者の届出や届出済事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、都道府県においては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

イ 業務管理体制に係る一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取組むよう助言を行うものである。都道府県においては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

ウ 業務管理体制に係る特別検査

特別検査は、指定の取消事由に該当した事業者による不正行為の確認のため、当該事業者の本社等への立入検査を行い、業務管理体制の整備についての取組の状況やその組織的関与の有無等を検証するものである。

都道府県においては、事業者に対して指定取消処分を行う場合、当該事業者の本社等に対する特別検査を実施されるようお願いしたい。

また、指定取消相当の処分を行う事業者の指定権者が指定都市並びに中核市である場合においては、当該指定都市並びに中核市と緊密に連携の上、特別検査を実施されるようお願いしたい。

エ その他

事業者に係る管理体制の確認並びに検査の指針について、年度内を目途に示す予定としているので、都道府県においては、当該指針を参考に、業務管理体制の検査を計画的に実施されたい。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

都道府県においては、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（平成 23 年 4 月 1 日障発第 0401 号の 5 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和 48 年 10 月 31 日児企第 48 号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて、当該手当の支給事務に係る指導監査を実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成 12 年 6 月 21 日障第 488 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成及びこれらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

なお、厚生労働省において都道府県に対し実施した指導監査の結果、是正又は改善を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

ア 特別児童扶養手当について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成 14 年 3 月 28 日障発第 0328009 号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定をお願いしたい。

なお、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

(イ) 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

(ウ) 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

イ 特別障害者手当等について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく適正な認定をお願いしたい。

また、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

なお、有期認定にあたり、診断書の「将来再認定の要」欄の記載に基づき、画一的に認定されている事例があるが、治療等により障害の程度が変化すると見込まれる事例については、実態に即した期間で認定されるようお願いしたい。

(イ) 適正な所得審査

所得額の把握について、税務担当部署との緊密な連携等により適正な所得審査をお願いしたい。

(ウ) 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3 か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について一層の周知徹底をお願いしたい。

（４）精神科病院に対する実地指導について

都道府県及び指定都市においては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等を計画的に実施することにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進をお願いしたい。

厚生労働省においても、都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事例については以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

（主な指摘事項）

- ・ 精神科病院の月別病床利用率が 100% を超過
- ・ 精神科病院における医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・ 精神科病院に対する実地指導（指摘等）が不十分
- ・ 新規措置入院患者の入院 3 か月後の実地審査が未実施・不十分
- ・ 定期病状報告書の遅延等
- ・ 法第 33 条第 4 項及び第 33 条の 2 の規定に基づく医療保護入退院届の遅延
- ・ レセプト等の審査点検が不十分

なお、これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成 10 年 3 月 3 日障第 113 号、健政発第 232 号、医薬発第 176 号、社援第 491 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保を図られるようお願いしたい。

2 平成26年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

厚生労働省における障害者自立支援業務実地指導については、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県等が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成24年度より指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の指定事務等が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことを踏まえ、指定都市及び中核市に対しても、都道府県と同様の指導を行うこととしているのでよろしくをお願いしたい。

なお、平成26年度以降の指導監査業務の円滑実施に資するため各地域における指導監査の状況等について聴取することとしており、併せてご協力をお願いしたい。

（実地指導の主な項目）

- 都道府県
 - ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
 - イ 市（区）町村に対する指導状況等
 - ウ 事業者に対する指導監査状況等
 - エ 事業者の指定事務等
 - オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況 等
- 市（区）町村
 - ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
 - イ 事業者に対する指導監査状況 等

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査について

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市（区）町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施するほか、管内の市（区）において、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしており、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(指導監査の項目)

- 都道府県
 - ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況
 - イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市（区）町村への指導監査実施状況
 - ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況
- 市（区）
 - ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況
 - イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

(3) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

ア 指導監査の実施について

厚生労働省における精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、都道府県・指定都市を対象に公衆衛生関係行政事務指導監査として別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成26年度においても当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、対象とされた精神科病院における指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いしたい。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等にあつては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の30日前までには提出されるよう併せてお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成26年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

ウ 指導監査重点事項について

平成26年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

（ア）精神科病院の状況

（指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況）

（イ）精神科病院の実施指導及び実地審査状況

（実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況）

（ウ）措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

（通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況）

（エ）精神医療審査会の状況

（審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況）

（オ）精神医療費の公費負担事務処理状況

（連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況）

（カ）精神科病院に対する実地指導等の実地検証

（４）業務管理体制の一般検査について（国所管分）

平成２５年１０月より、厚生労働省において、国所管分の事業者に対する業務管理体制の一般検査を実施しており、平成２５年度の実施状況については、以下のとおりとなっている。

なお、当該検査に併せ、道府県庁、市役所等において、業務管理体制の検査並びに事業者に対する指導監査についての意見聴取を実施しているところである。

- ・ 北海道 ３法人（札幌市）
- ・ 宮城県 ２法人（仙台市、名取市）
- ・ 大阪府 ３法人（大阪市）
- ・ 兵庫県 １法人（神戸市）
- ・ 愛知県 ３法人（名古屋市）
- ・ 広島県 ３法人（広島市２法人、福山市１法人）

計 １５法人

平成２６年度においても、業務管理体制の一般検査を行うこととしており、併せて検査先の関係都道府県等の担当職員からの意見聴取を実施する予定であるので、引き続きご配慮をお願いしたい。

(別 紙)

障害者自立支援業務実地指導実施計画（案）

実 施 期 間	自 治 体 名	備 考
別途通知する。	（都道府県） [1 5] 北海道 岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 富山県 長野県 静岡県 滋賀県 京都府 岡山県 高知県 熊本県 鹿児島県 （指定都市） [8] 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 静岡市 京都市 岡山市 熊本市 （中核市） [7] 盛岡市 郡山市 富山市 長野市 大津市 高知市 鹿児島市	

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画（案）

実 施 期 間	自 治 体 名	備 考
別途通知する。	（都道府県） [1 8] 北海道 青森県 岩手県 秋田県 福島県 山梨県 長野県 三重県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 沖縄県	（注） 市（区）の選 定について は、後日通知 する。

公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画（案）

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係）

実 施 期 間	自 治 体 名	備 考
別途通知する。	（都道府県） [2 1] 北海道 岩手県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 佐賀県 大分県 （指定都市） [1 0] 札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市	（注） 精神科病院 の実地検証を 併せて実施す る自治体につ いては、追っ て連絡する。